

## 長崎県市町村福祉振興協議会規約

(名称)

第1条 この会は、長崎県市町村福祉振興協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会は、主たる事務所を長崎県市町村会館内に置く。

(会員)

第3条 協議会の会員は、協議会の目的に賛同する長崎県内の市町村とする。

(目的及び事業)

第4条 協議会は、総合的な福祉の実施者である市町村の新しい地域福祉体制づくりに寄与するため、社会福祉に係る相互的な事業の推進を図ることを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 養護老人施設措置費支払代行に関する事業
- (2) 母子保健健康診査費支払代行に関する事業
- (3) 新生児聴覚検査費支払代行に関する事業
- (4) その他本協議会の目的を達成するために必要な事業

(会議)

第5条 協議会の会議は、総会及び理事会とする。

2 総会は、特に必要な事項について、審議・議決する。

3 理事会は、予算の議決及び決算の認定、その他協議会の運営上重要な事項について、審議・議決する。

4 会議は、会長がこれを招集して、その議長となる。

5 総会及び理事会の議決は、出席者の過半数をもって決する。賛否同数のときは、議長がこれを決する。

(役員)

第6条 協議会に、つぎの各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 理事 8人以内
- (4) 監事 2人

(役員を選任等)

第7条 理事及び監事は、次のとおり選任する。

2 会長及び副会長並びに理事は、長崎県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）の管理者、副管理者並びに市町村長の職にある者の議員を充てるものとする。

- 3 監事は、会長が理事会の同意を得て、選任する。
- 4 第2項の規定により、会長、副会長並びに市町村長の理事が、協議会の会員以外の者であるとき、会員以外の者が市長の場合は長崎県市長会、町村長の場合は長崎県町村会からの推薦により会員の中から選任する。
- 5 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 役員が任期中にその職を失い欠員が生じたときは、その後任者をもって充て、その任期は前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは副会長がその職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査する。

(幹事会)

第9条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、協議会の運営全般に関する事項について協議する。

(事務局)

第10条 協議会に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任命する。

(経費)

第11条 協議会の事業を行うための経費は、各事業の取扱事務費の収入をもって充てる。

(事業年度及び会計年度)

第12条 協議会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成25年4月1日から施行する。